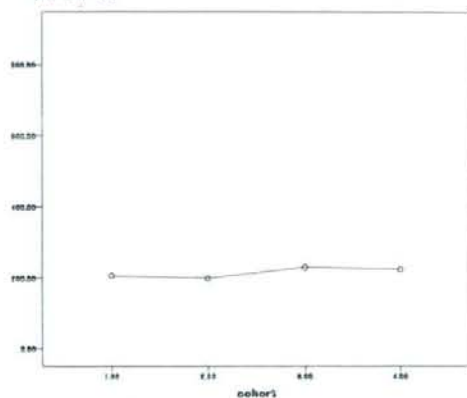
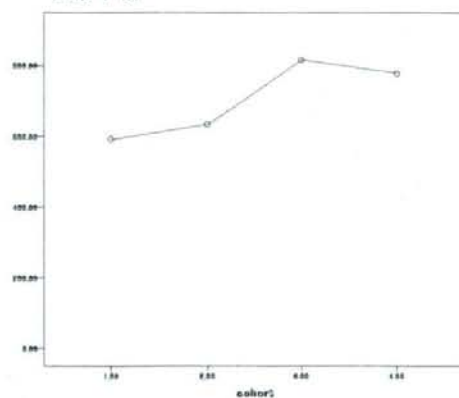


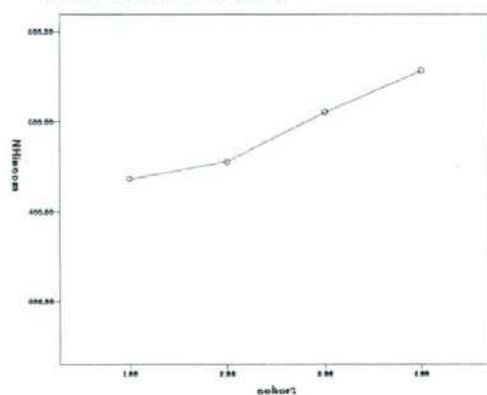
図3 女性年齢コホート別収入分布(20-59歳)  
本人年収



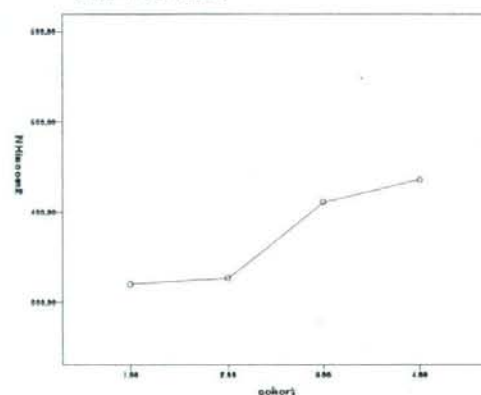
世帯年収



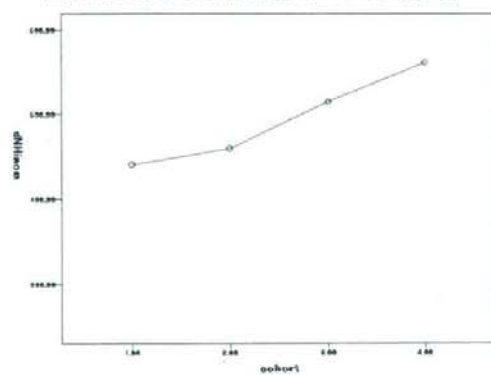
世帯年収 (Atkinson修正)



世帯年収 (等価)



世帯年収 (Deflator調整後のAtkinson修正)



世帯年収 (Deflator調整後の等価)

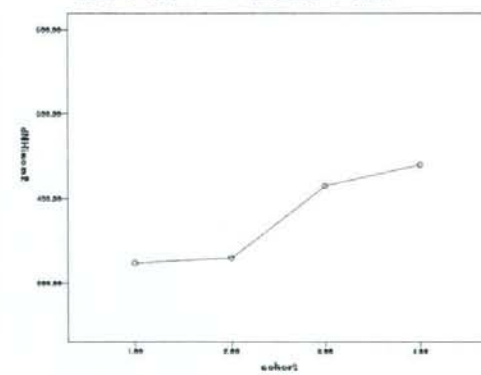
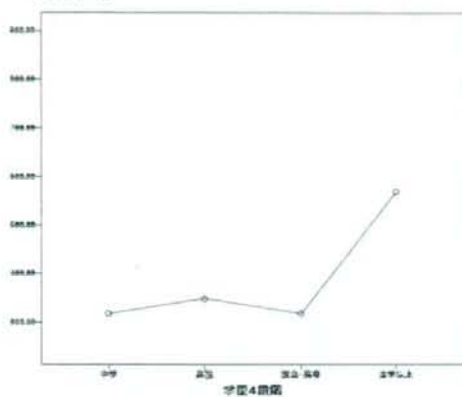
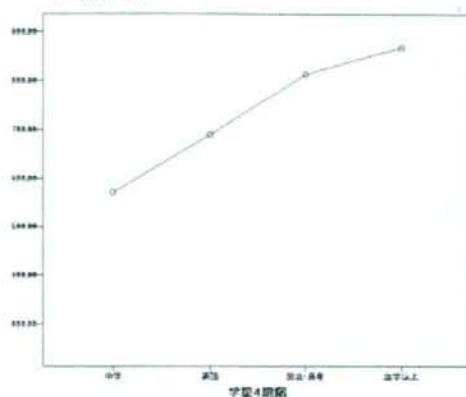


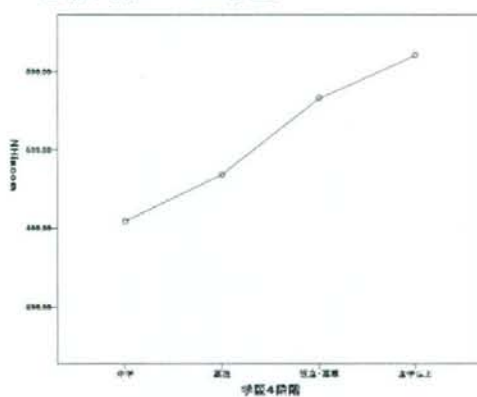
図4 学歴別収入分布(20-59歳)  
本人年収



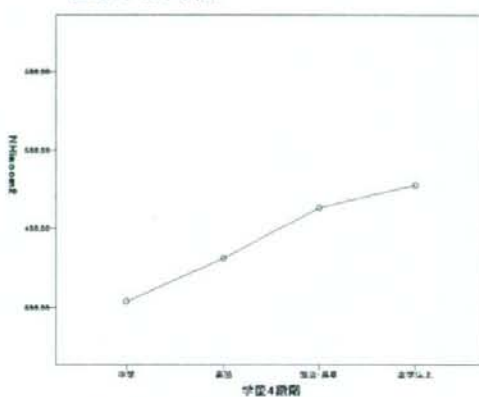
世帯年収



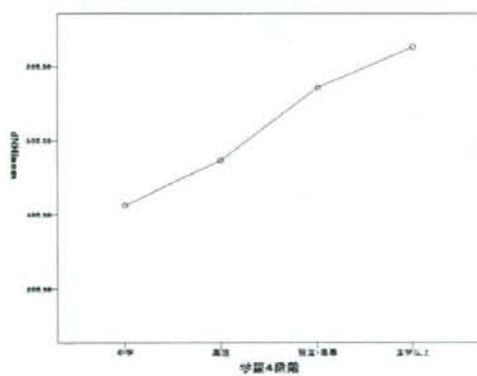
世帯年収 (Atkinson修正)



世帯年収 (等価)



世帯年収 (Deflator調整後のAtkinson修正)



世帯年収 (Deflator調整後の等価)

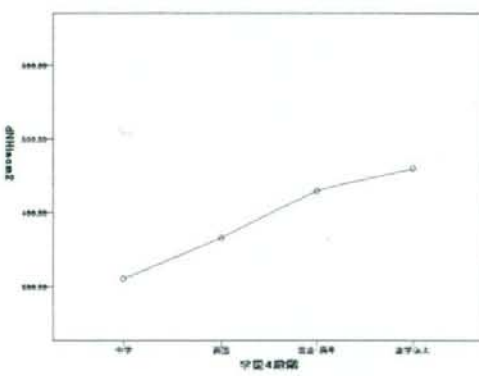
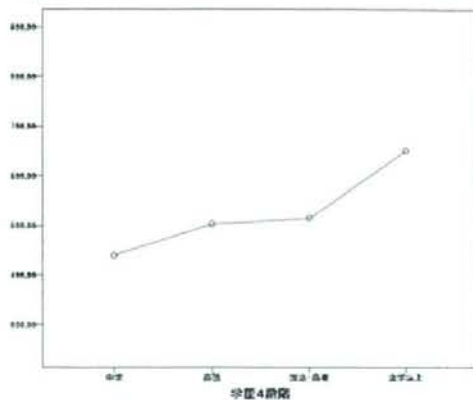
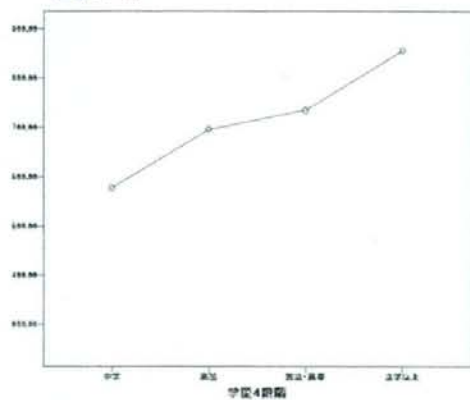


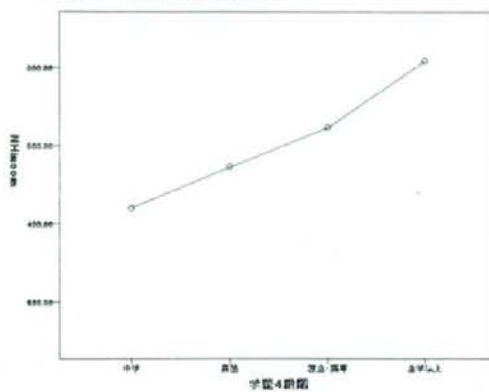
図5 男性学歴別収入分布(20-59歳)  
本人年収



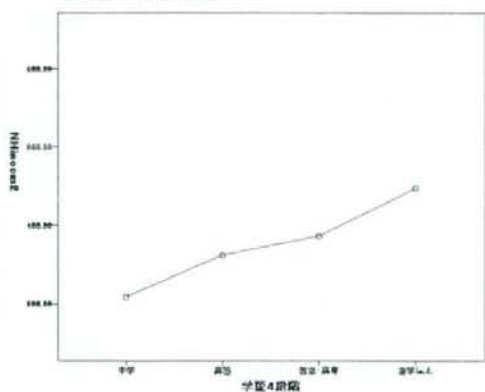
世帯年収



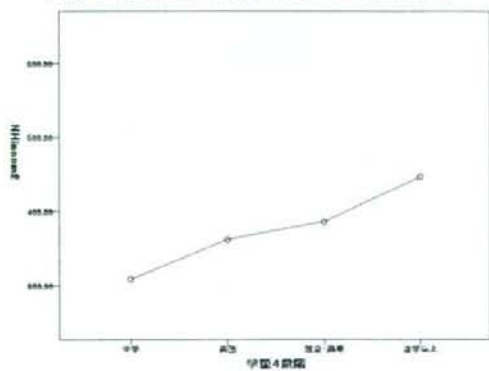
世帯年収(Atkinson修正)



世帯年収(等価)



世帯年収(Deflator調整後のAtkinson修正)



世帯年収(Deflator調整後の等価)

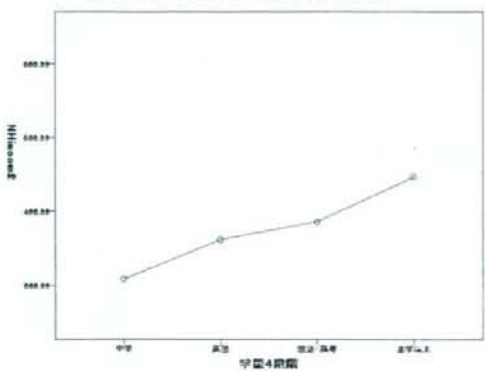
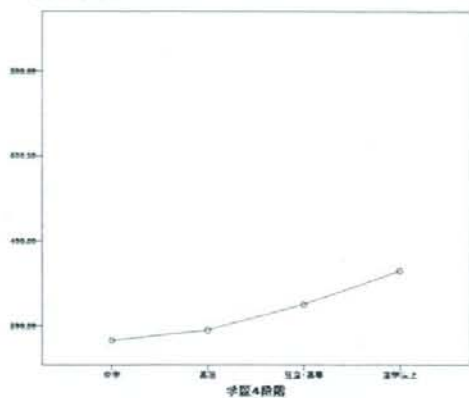
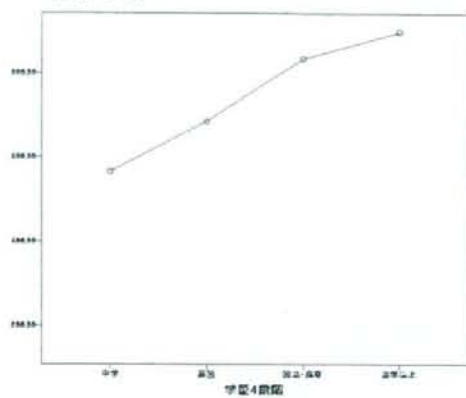


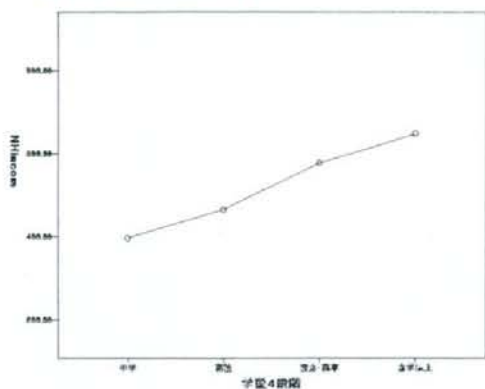
図6 女性学歴別収入分布(20-59歳)  
本人年収



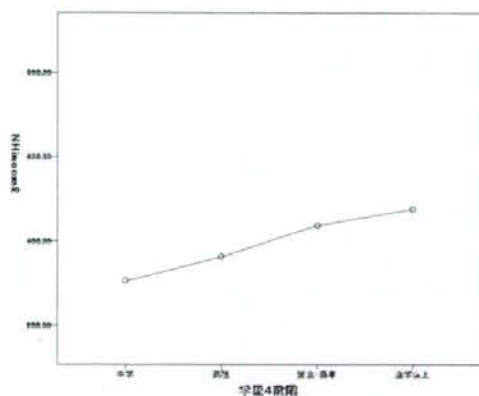
世帯年収



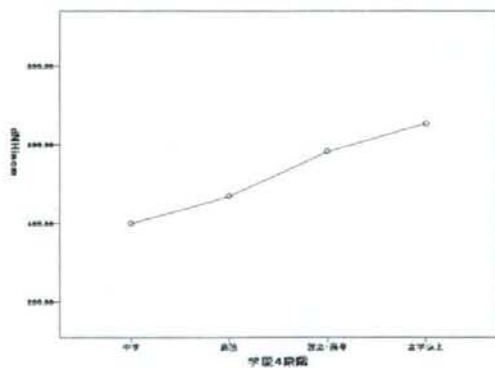
世帯年収(Atkinson修正)



世帯年収(等価)



世帯年収(Deflator調整後のAtkinson修正)



世帯年収(Deflator調整後の等価)

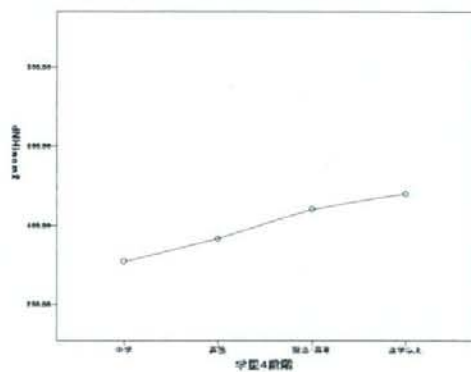
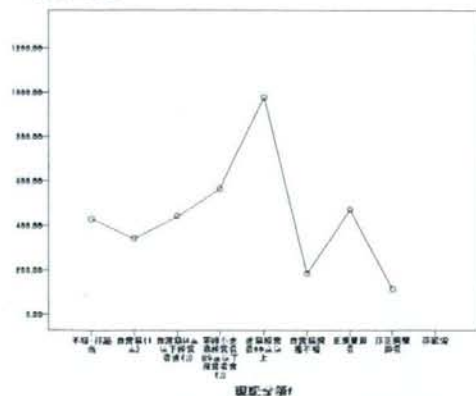
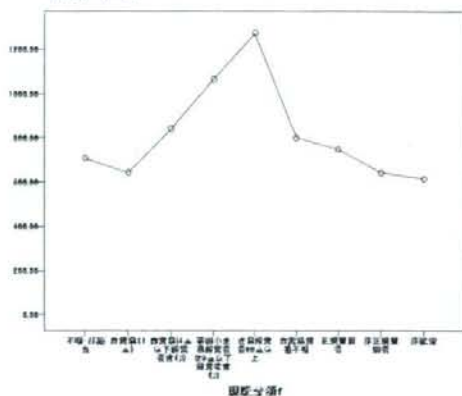


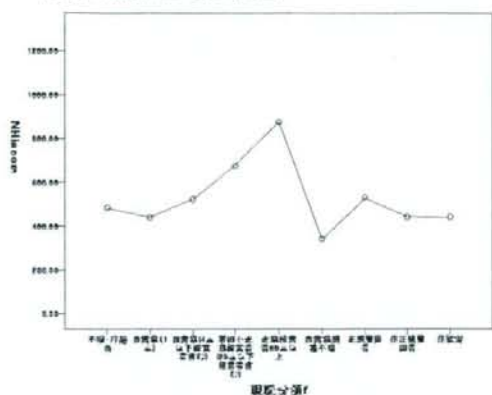
図7 就業状態別収入分布(20-59歳)  
本人年収



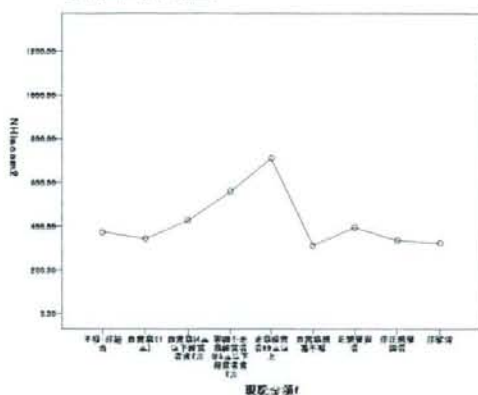
世帯年収



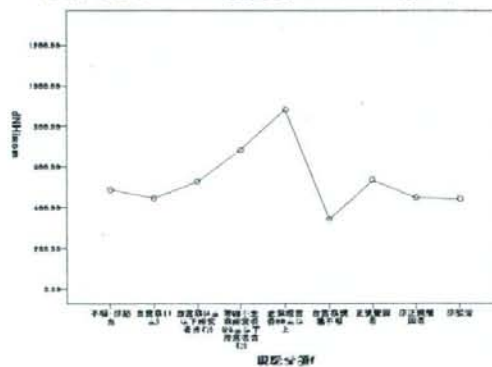
世帯年収 (Atkinson修正)



世帯年収 (等価)



世帯年収 (Deflator調整後のAtkinson修正)



世帯年収 (Deflator調整後の等価)

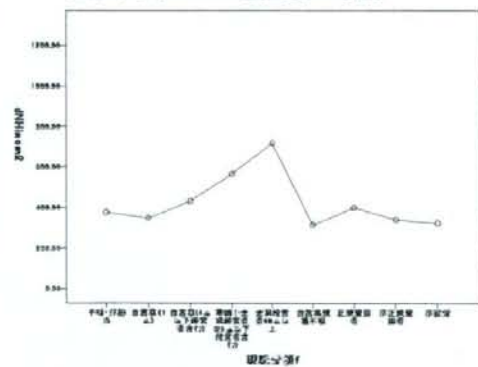
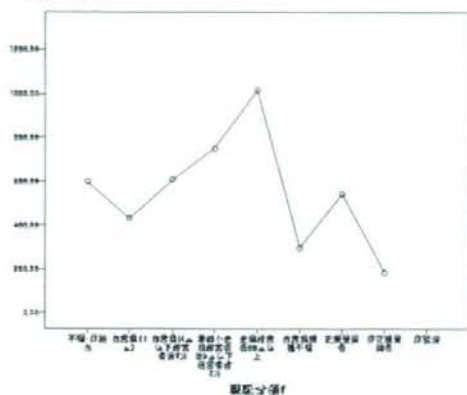
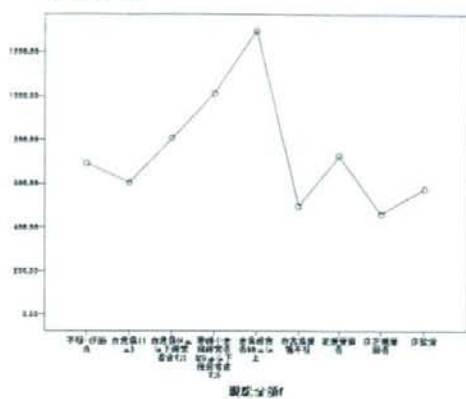


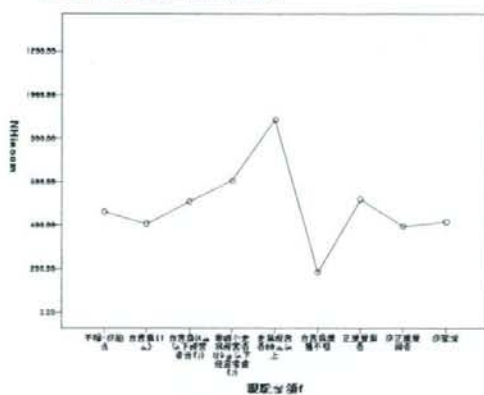
図8 男性就業状態別収入分布(20-59歳)  
本人年収



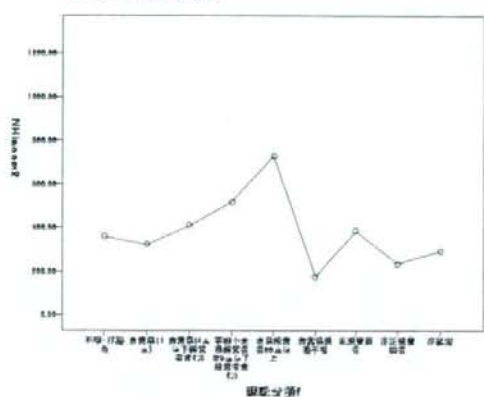
世帯年収



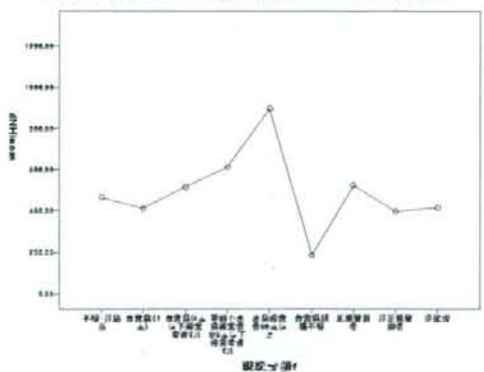
世帯年収 (Atkinson修正)



世帯年収 (等価)



世帯年収 (Deflator調整後のAtkinson修正)



世帯年収 (Deflator調整後の等価)

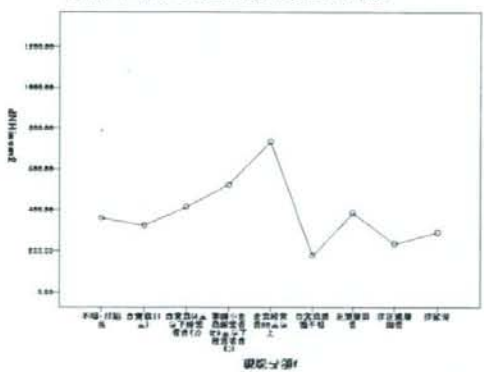
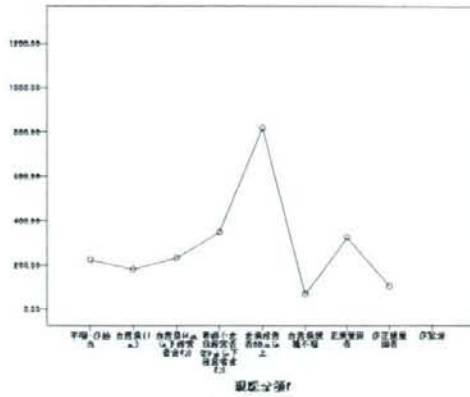
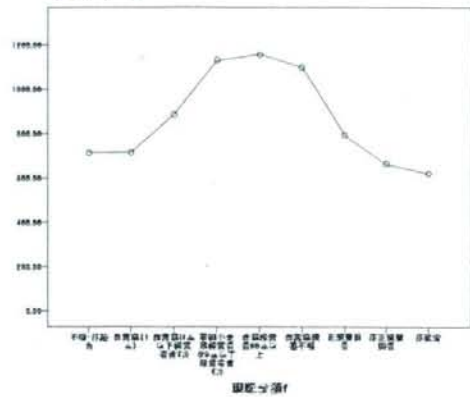


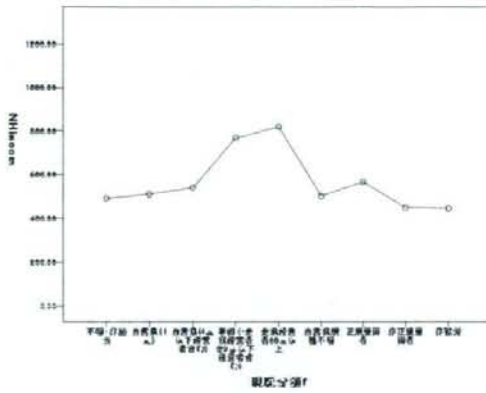
図9 女性就業状態別収入分布(20-59歳)  
本人年収



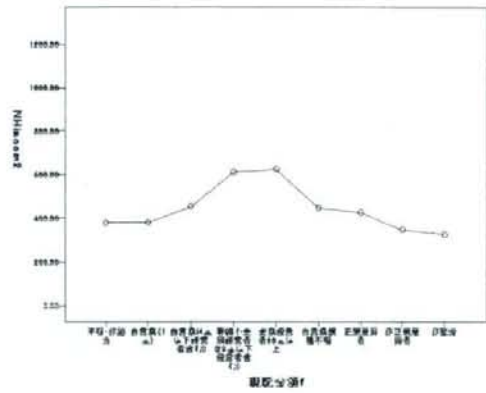
世帯年収



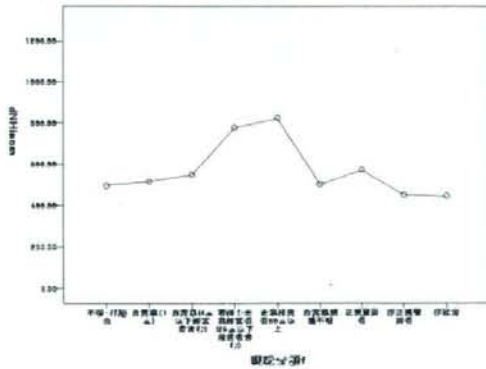
世帯年収 (Atkinson修正)



世帯年収 (等価)



世帯年収 (Deflator調整後のAtkinson修正)



世帯年収 (Deflator調整後の等価)

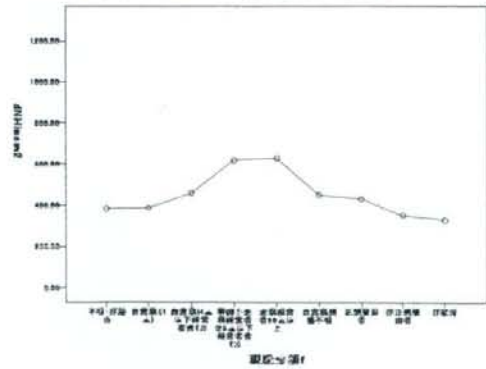
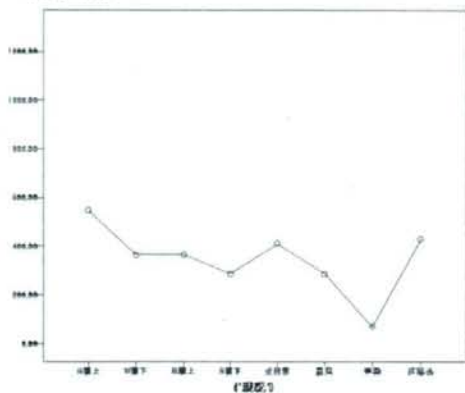
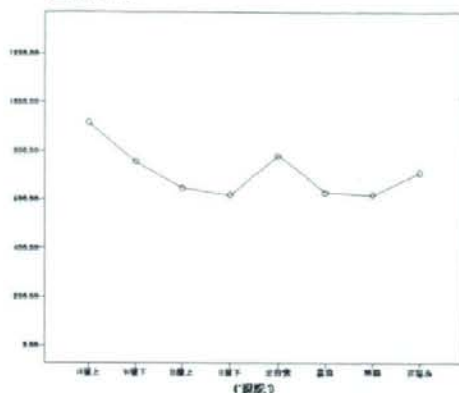


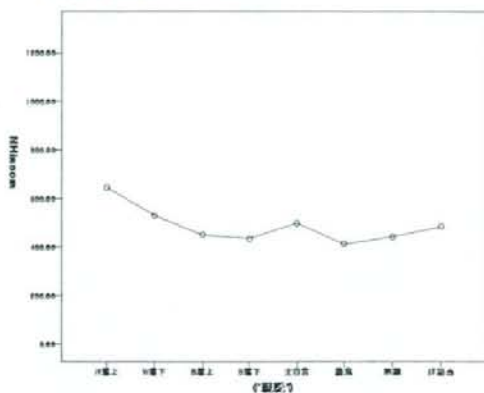
図10 階層別収入分布(20-59歳)  
本人年収



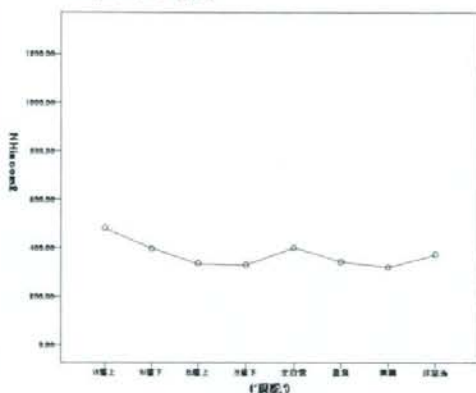
世帯年収



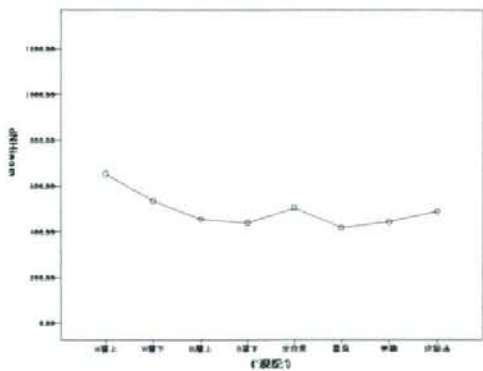
世帯年収 (Atkinson修正)



世帯年収 (等価)



世帯年収 (Deflator調整後のAtkinson修正)



世帯年収 (Deflator調整後の等価)

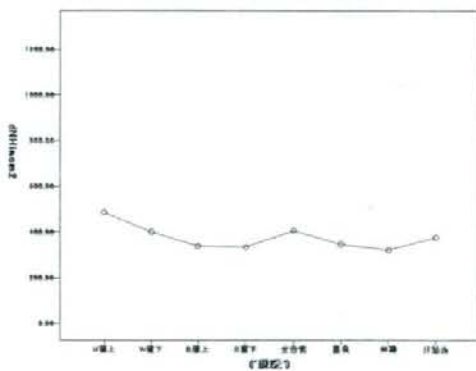
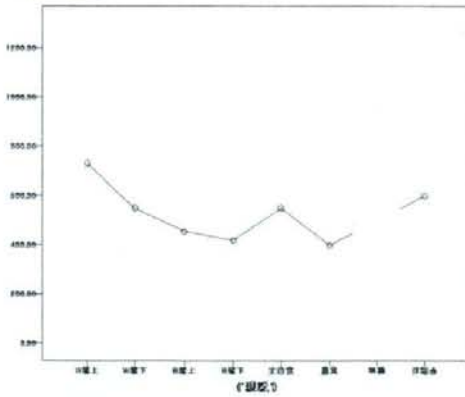
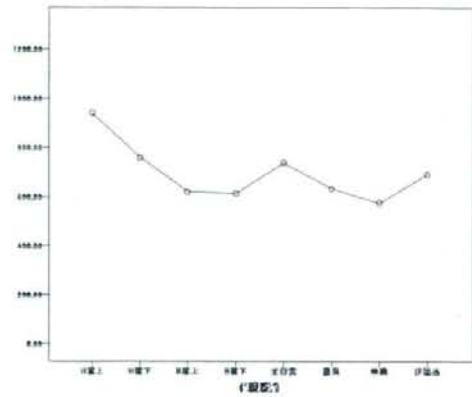




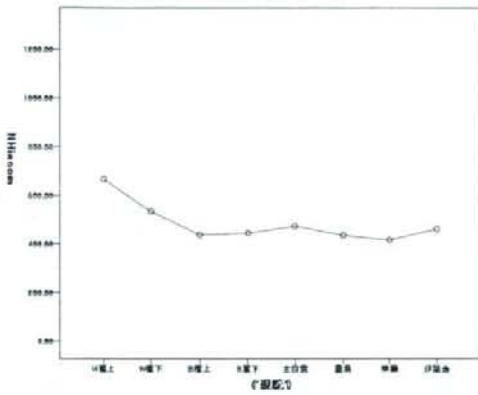
図11 男性階層別収入分布(20-59歳)  
本人年収



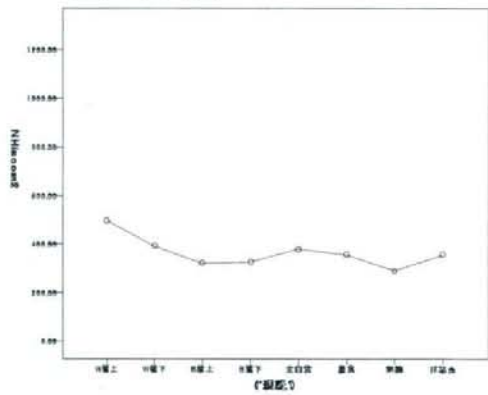
世帯年収



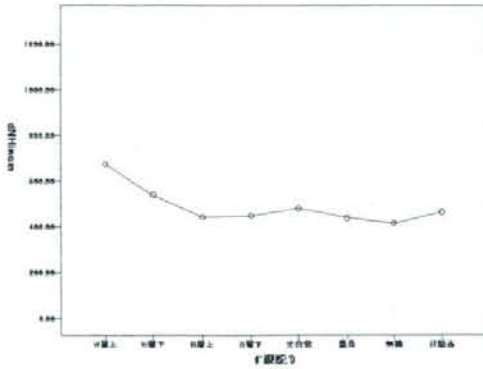
世帯年収 (Atkinson修正)



世帯年収 (等価)



世帯年収 (Deflator調整後のAtkinson修正)



世帯年収 (Deflator調整後の等価)

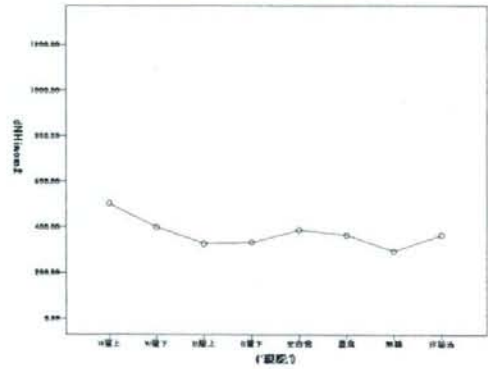
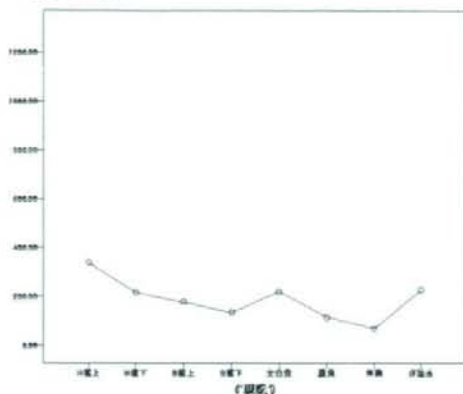
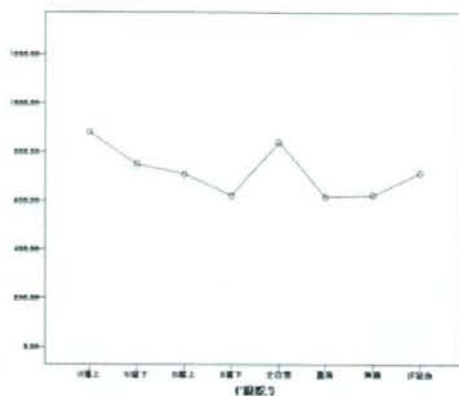


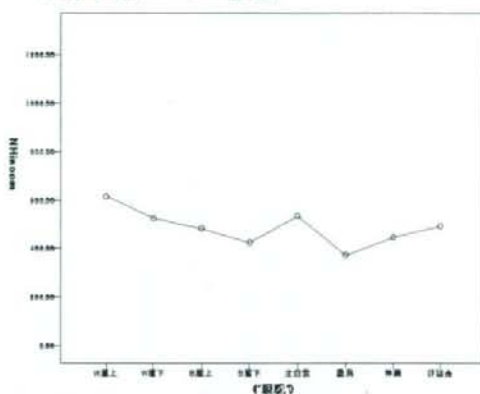
図12 女性階層別収入分布(20-59歳)  
本人年収



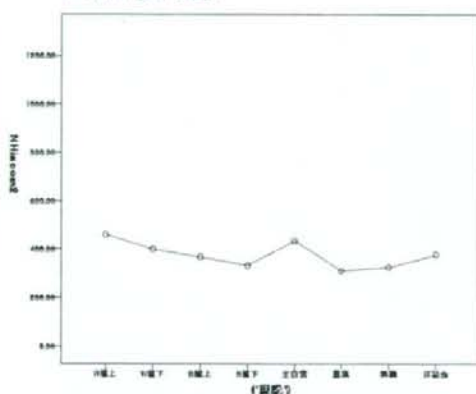
世帯年収



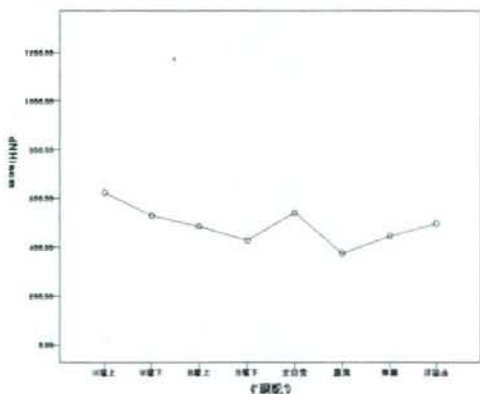
世帯年収 (Atkinson修正)



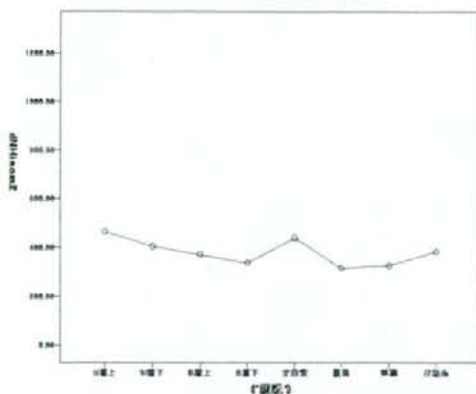
世帯年収 (等価)



世帯年収 (Deflator調整後のAtkinson修正)



世帯年収 (Deflator調整後の等価)



厚生労働科学研究費補助金（政策科学推進研究事業）  
分担研究報告書

低所得者の実態と社会保障のあり方に関する研究

「高齢期における低所得リスクの規定要因に関する研究」

研究分担者 山田篤裕 慶應義塾大学

研究要旨

本研究では OECD における国際比較分析を紹介し、近年の日本における高齢者の相対的貧困率が漸減した背景として、公的年金給付などの社会移転の充実が大きく貢献した一方、就労所得などの市場所得が相対的貧困率を押し上げる方向でその貢献を大きく相殺していることを指摘した。また最新の個票データにより、高齢者経済的地位がどのように決まっているかについて定量分析を行った。より具体的には高齢者の等価所得、相対的貧困、公的年金給付状況に対する、本人および配偶者の配偶状況、現在の就業状況、過去の職歴、同居子ども世帯の就業状況などの影響を統計的手法により評価した。

この定量分析により明らかにされたことは 6 点ある。①学歴（とくに大卒）であることは高齢期においても等価所得を引き上げ、相対的貧困リスクを下げること、②高齢期の正規雇用は等価所得を引き上げ、特に男性では正規雇用とともに非正規雇用も相対的貧困リスクを引き下げること、③離別経験は女性のみ有意な影響があり、等価所得を下げ、相対的貧困リスクおよび公的年金給付がないリスクを大幅に引き上げること、④本人の職歴が自営業中心であることは相対的貧困リスクおよび公的年金給付がないリスクを引き上げること、⑤本人の職歴が非正規雇用中心であることも公的年金給付がないリスクを引き上げること、⑥同居の子どもが非正規雇用であることは高齢期の相対的貧困リスクを引き上げること、である。

A. 研究目的

高齢者の等価所得、相対的貧困、公的年金給付状況に対する、本人および配偶者の配偶状況、現在の就業状況、過去の職歴、同居子ども世帯の就業状況などの影響を統計的手法により定量的に評価する。

B. 研究方法

経済協力開発機構（OECD）の国際比較分析を検討することで、日本の高齢期における低所得リスクの主な規定要因を抽出した。

さらに内閣府男女共同参画局が 2008 年に実施した『高齢男女の自立した生活に関する実態調査（以下、生活調査）』の個票データを用い、再集計・統計解析を行った。

被説明変数として 3 つの変数、「等価所得」、「相対的貧困に陥っているかどうか」、「公的年金受給の有無」を選択した。

説明変数としては、本人の年齢、本人の学歴、本人の現在の就業状況、本人の職歴（学校を卒業して以来、経験した最長の就業形態）などの変数以外に、等価所得に関係する変数として、同居の子どもの有無、

同居の子どもの就業状況、配偶者の現在の就業状況、配偶者の職歴を選択した。

統計的手法としては、最小二乗法（OLS推計）、Probitモデル推計を用いた。

#### （倫理面への配慮）

データの扱いにおいては、個人情報が出しなないように細心の注意を払うこととした。

### C. 研究成果

OECDの国際比較分析をサーベイし、近年における高齢者の相対的貧困率が漸減した背景として、公的年金給付などの社会移転の充実が大きく貢献した一方で、就労所得などの市場所得が相対的貧困率を押し上げる方向でその貢献を大きく相殺していることを指摘した。すなわち市場所得の動向が高齢期の経済的地位の重要な鍵を握っていることを指摘した。

また最新の個票データを用いた統計解析により明らかにされことは6点ある。①学歴（とくに大卒）であることは高齢期においても等価所得を引き上げ、相対的貧困リスクを下げること、②高齢期の正規雇用は等価所得を引き上げ、特に男性では正規雇用とともに非正規雇用も相対的貧困リスクを引き下げること、③離別経験は女性のみ有意な影響があり、等価所得を下げ、相対的貧困リスクおよび公的年金給付がないリスクを大幅に引き上げること、④本人の職歴が自営業中心であることは相対的貧困リスクおよび公的年金給付がないリスクを引き上げること、⑤本人の職歴が非正規雇用中心であることも公的年金給付がないリスクを引き上げること、⑥同居の子どもの非正規雇用であることは高齢期の相対的貧困リスクを引き上げること、である。

### D. 考察

OECDの定義では市場所得は、世帯内でブールされた就労所得である。すなわち同居している高齢者以外（たとえば同居している成人子ども世帯）の影響も考えられる。とくに日本の場合、世帯に占める三世帯同居は減少傾向にあるが、ほかの多くのOECD加盟国と比較すれば高く、高齢に占める単身世帯の割合は低い。このことは同居する成人子ども世帯の就労所得など、高齢者本人以外の市場所得の影響を受ける可能性を示唆している。とくに、この20年間に若年層（35歳未満）で非正規雇用率が急速に高まり、16%ポイント増え4割に達している。こうした同居成人子ども世帯における非正規化にともなう市場所得（ここでは就労所得）の減少が、同居を通じ高齢者の経済的地位にも影響を及ぼしている可能性もある。

### E. 結論と政策的含意

以上の分析結果が示す政策含意は3点ある。第一に離婚が女性の低所得リスクを顕著に高めることである。これは配偶者（夫）の就労所得を失うことによるパスおよび公的年金給付を失うことによるパスの二つが考えられる。後者のパスに関しては、前回（2004年）の年金改革では離婚時の第3号被保険者期間の厚生年金分割制度が導入されたが、対象となるのは2008年4月以降の期間である。この制度が成熟するまでは（合意分割制度を利用しない限り）離婚は女性にとっては依然、高齢期に低所得に陥るリスクの高いイベントとなる。こうした低所得リスクが顕在化するかは、長期的には女性の就業率の上昇（とくに正規雇用率の上昇）と離婚率の上昇により決まってくるであろう。

第二に高齢者本人の就労所得の重要性である。2006年に施行された改正高年齢者雇用安定法は年金受給開始年齢までの雇用確

保措置を企業に義務付けたが、2013年以降、厚生年金の定額部分のみならず報酬比例部分の受給開始年齢が引き上げられる中、60歳代前半についてさらに就労所得の重要性は高まることになる。就労所得と公的年金との接続がうまくいかなければ、高齢期における低所得リスクは高まることになるだろう。とくに今回の景気後退により継続雇用がうまく進まない可能性にも注意する必要がある。

第三は若年世代の非正規雇用と無業が高齢者の経済状況に及ぼすマイナスの影響である。もしこのままのトレンドが続き、若年世代への積極的労働市場政策の効果が期待できないなら、こうした若年世代の所得保障は同居などの形で家族（＝高齢の親世代）を通じて行われることになり、高齢期の経済状況を悪化させる可能性もある。

## F. 研究発表

### 1. 論文発表

「低所得層における国民年金保険料納付免除の実態—社会保険庁『国民年金被保険者実態調査』個票に基づく実証分析—」  
『社会政策研究』第9号（2009.3）

「高齢者雇用と年金の接続のための政策課題」、駒村康平編『年金を選択する』所収、慶應義塾大学出版会（2009.3）

### 2. 学会発表

山田篤裕「高齢期における低所得リスクの規定要因」社会政策学会第118回大会報告（アクセプト済、2009年5月23・24日）、日本大学法学部水道橋キャンパス

## G. 知的所有権の取得状況

なし

# 高齢期における低所得リスクの規定要因

山田篤裕（慶応義塾大学経済学部）

## 1. はじめに

高齢期の相対的貧困率は漸減しているとはいえ、高齢期になるほど相対的貧困リスクが高まる、という基本的な構造に変化はない。こうした高齢期における低所得リスクは、どのような要因で発生しているのだろうか。本稿では、内閣府で2008年に実施された個票データを用い、高齢期における低所得リスクの規定要因について探索的な分析を行った。

本稿の構成は以下の通りである。次節ではOECDにおける国際比較分析を紹介し、近年における高齢者の相対的貧困率が漸減した背景として、公的年金給付などの社会移転の充実が大きく貢献した一方で、就労所得などの市場所得が相対的貧困率を押し上げる方向でその貢献を大きく相殺していることを指摘する。第三節では個票データにより、高齢者経済的地位がどのように決まっているかについて定量分析を行う。より具体的には高齢者の等価所得、相対的貧困、公的年金給付状況に対する、本人および配偶者の配偶状況、現在の就業状況、過去の職歴、同居子ども世帯の就業状況などの影響を定量的に評価する。第四節で分析結果の政策的含意について検討し、本稿の結びとする。

本稿の定量的分析により明らかにされことは6点ある。①学歴（とくに大卒）であることは高齢期においても等価所得を引き上げ、相対的貧困リスクを下げること、②高齢期の正規雇用は等価所得を引き上げ、特に男性では正規雇用とともに非正規雇用も相対的貧困リスクを引き下げること、③離別経験は女性のみ有意な影響があり、等価所得を下げ、相対的貧困リスクおよび公的年金給付がないリスクを大幅に引き上げること、④本人の職歴が自営業中心であることは相対的貧困リスクおよび公的年金給付がないリスクを引き上げること、⑤本人の職歴が非正規雇用中心であることも公的年金給付がないリスクを引き上げること、⑥同居の子どもが非正規雇用であることは高齢期の相対的貧困リスクを引き上げること、である。

## 2. 国際比較から高年齢低所得層の規定要因

経済協力開発機構（OECD）では、各国の専門機関に依頼し、家計所得データ<sup>1</sup>を統一的方法で集計することで、(b) 所得分配状況の国際比較も行っている。その分析によれば、

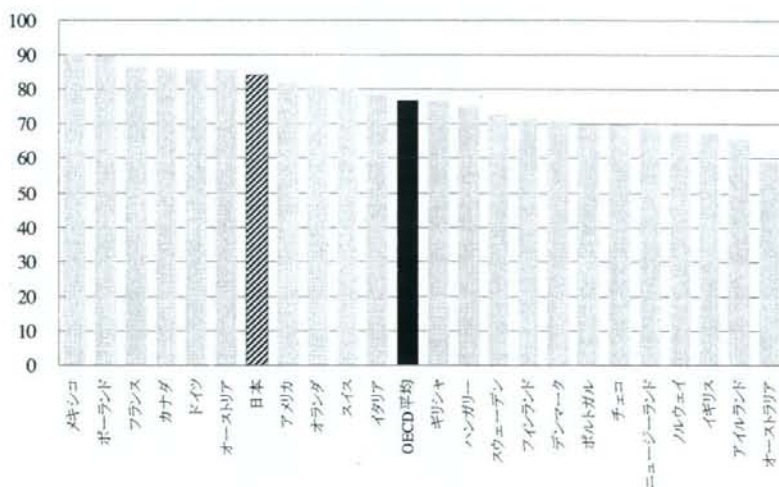
<sup>1</sup> 日本のデータは厚生労働省『国民生活基礎調査』に基づいている。

高齢者（65歳以上）の現役世代と比較した（等価）可処分所得<sup>2</sup>の水準は、日本では84%であり、データ入手可能な加盟国の平均である77%を上回っている（図表1）。この数値は1990年代半ばのデータと比較すると1%ポイント上昇している。

つまり OECD 加盟国中、日本の高齢者の平均的な可処分所得はかなり高い水準にあり、たとえば働くことに伴う費用（通勤のための交通費）や教育費、あるいは持ち家率の高さなどを考えた場合、高齢者が平均的にみれば十分な所得水準を確保していることを意味している。

図表1：高齢者（65歳以上）の等価可処分所得の水準

現役世代（18-64歳層）の可処分所得に対する比率（%）、2000年



注：オーストラリア、オーストリア、ギリシャについては1999年データ。ドイツ、ルクセンブルク、ニュージーランド、スイスについては2001年データ。

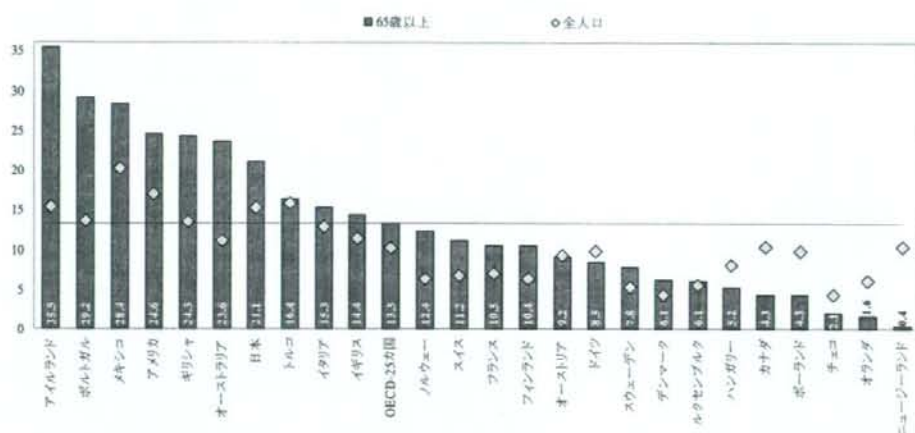
出所：Förster and Mira d'Ercole (2005)

ただし、こうした数値はあくまでも「平均」ということに過ぎないという点には十分な注意が必要である。1980年代半ばと1990年代半ばのデータに基づき分析した Yamada

<sup>2</sup> 「等価」所得 (equivalized income) とは、加盟国間で世帯人員数が異なっていることを調整するために、世帯所得を世帯人員数の0.5乗で割ることにより算出されている。これは、規模の経済がはたらくので、たとえば4人世帯に必要な生活費は、単身世帯で必要な生活費の4倍よりは少ない、という想定に基づく操作である。可処分所得の計算では、直接税と社会保険料のみを考慮しており、消費税や医療サービスなどの現物給付は考慮されていない。

(2002)や清家・山田(2004)で明らかにされているように、日本は現役世代よりも高齢者の所得格差の方が大きいという比較のまれな特徴<sup>3</sup>を持っており、さらに貧困率も高い。2000年のデータにおいても、全人口における中位等価可処分所得の50%以下を相対的貧困と定義すれば、日本では高齢者の約2割が相対的貧困にあり、OECD平均よりも高くなっている。また、全人口の貧困リスクよりも、高齢者の貧困リスクは高い水準にあることがわかる(図表2)。

図表2：高齢者(65歳以上)の相対的貧困率



注：ここでの貧困線は、全人口における中位の等価可処分所得の50%に設定されている。

出所：Förster and Mira d'Ercole (2005)

ここで疑問なのは、高齢者の相対的貧困に公的年金などの社会移転・直接税(社会保険料)がどのような影響を与えているかである。日本の相対的貧困率は、世帯主が65歳以上である世帯に属する高齢者に限定すると、1990年代半ばから2000年にかけて、やや低下漸減している。OECDによる所得分配状況にかんする分析(Förster and Mira d'Ercole、2005)によれば、社会移転(公的年金等)・直接税(社会保険料)の変化は確かに日本の相対的貧困率を大きく減少させる方向に効いている(図表3)。ただし高齢者における世帯構造の変化(無業世帯の増加)や市場所得の変化(勤労所得の減少)などの相対的貧困率を上昇させる要因がそれを相殺し、貧困率全体としてみれば、それほど低くはならなかった

<sup>3</sup> したがって、日本で所得格差が大きくなっていることを高齢化が原因であると、よく説明されるが、そうした説明は部分的な説明しかになっておらず、なぜ高齢化が所得格差を拡大させるのかを説明する必要がある。紙幅の都合で、詳しくは説明できないが、高齢者間の所得格差が日本で大きい理由は、年金と就労所得を組み合わせる高齢者(就労している年金受給者)が多いことによる。詳しくは清家・山田(2004)を参照されたい。

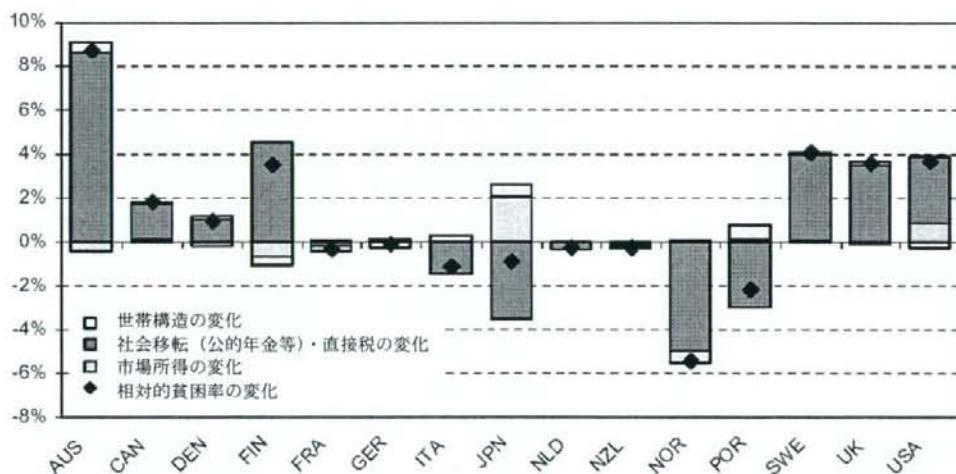


がわかる。「就労する年金受給者」の多い日本では就業の動向が相対的貧困率にも大きな影響を与えているのである。もちろん、各国の家計所得データの調査方法には無視できない相違<sup>4</sup>があり、単純に数字の大小を比較し議論することについては慎重になる必要があるだろう<sup>5</sup>。

このように国際比較からみて相対的に高い日本の高齢期の貧困減少には、公的年金などをはじめとする社会保障の充実が重要なことは言うまでもないが、就労所得などの市場所得が重要な鍵を握っているといえる。清家・山田（1998）でも過去の職歴が高齢期における年金受給額および高齢期の就労所得双方に大きな影響を与えていることを確認している。

図表 3：高齢者の相対的貧困率の変化の分解

1990年代半ばから2000年までの変化の要因分解



注：ここでの分析は、世帯主が65歳以上である高齢世帯に限定されている。分解は、Shift-share分析に基づく。また世帯構造類型は、世帯員の就労状況（就労者がいない、就労者が1人、就労者が2人以上）と世帯人員数の組み合わせに基づくものである。分解された3要素の合計は、相対的貧困率の変化（黒い菱形で示されている）に等しい。

出所：Förster and Mira d'Ercole (2005)

ただし、図表3で示されている市場所得は、世帯内でプールされた就労所得であることに注意が必要である。すなわち同居している高齢者以外（たとえば同居している成人子

<sup>4</sup> Förster and Mira d'Ercole (2005)の巻末にある各国の元データにかんする比較表を参照されたい。

<sup>5</sup> イギリスの例ではあるが、高齢者の貧困率の国際比較における順位が計測方法によってどのように変わるかについては、

Disney and Whitehouse (2001)を参照されたい。

も世帯)の影響も考えられる。とくに日本の場合、世帯に占める三世代同居は減少傾向にあるが、ほかの多くの OECD 加盟国と比較すれば高く、高齢に占める単身世帯の割合は低い (Förster and Mira d'Ercole, 2005)。このことは同居する成人子ども世帯の就労所得など、高齢者本人以外の市場所得の影響を受ける可能性を意味している。とくに、この 20 年間に若年層 (35 歳未満) で非正規雇用率が急速に高まり、16%ポイント増え 4 割に達している。こうした同居成人子ども世帯における非正規化にともなう市場所得 (ここでは就労所得) の減少が、同居を通じ高齢者の経済的地位にも影響を及ぼしている可能性もある。

次節では、2008 年に実施された最新の個票データを用い、どのような人々が高齢期に低所得層に陥るのか、本人や配偶者の職歴、そして同居している子ども就業状況などの影響の大きさについて探索的分析を行う。

### 3. 高齢期における低所得リスクの規定要因に関する実証分析

#### (1) データ

本稿の分析には、内閣府男女共同参画局が 2008 年に実施した『高齢男女の自立した生活に関する実態調査 (以下、生活調査)』の個票データを用いた<sup>6</sup>。この調査は、全国 55-74 歳の男女を対象としており、調査員による面接聴取法により、1 月中旬から 2 月上旬にかけて行われた。また調査実施は社団法人新情報センターが行った。

調査項目は、(a) 就労状況・就労意向、就労経歴、(b) 経済状況・経済不安、(c) 社会や地域とのかかわり、(d) 高齢期の生活に関する意向や不安、(e) 家族の状況などの 5 分野にわたる。高齢期の経済状況に関する調査としては厚生労働省が 3 年毎に実施している『高年齢者就業実態調査』がよく知られている。しかし内閣府の『生活調査』を使用する利点は 3 つある。第一に 70 歳代前半層も調査対象としていること、第二に 55 歳以前の職業経歴に関する項目が本人のみならず配偶者に関しても得られること、第三に同居している子どもの就業状況についても情報を得られること、である。なお、厚生労働省『高年齢者就業実態調査』は 2004 年調査を最後に今後実施される予定は無いため、『生活調査』を用いた方がより直近の情報が得られるという利点もある。

調査対象となった 4000 サンプルの中、有効回収数は 2505 サンプルで、回収率は 62%であった。また単身世帯、夫婦世帯、その他の 3 類型の中、単身世帯の回収率がやや低く、46%であった。ただし面接聴取法を用いているので所得等の項目を除けばいずれの調査項目についても欠損値は、郵送留置法と比較すれば相対的に少ない。分析のために必要な調査項目に欠損値があるサンプルを除いたデータクリーニング後でも 2124 サンプルを確保することができた。

なお分析にあたっては、一般的な高年齢者の年齢区分である 65 歳を区切りとして 55-64 歳と 65-74 歳、さらに男女別の 4 つのサブグループに分けた。これは社会保障制度、

<sup>6</sup> 調査報告書は、内閣府男女共同参画局 (2008) としてすでに公表されている。

雇用管理制度、ジェンダー等による各説明変数の影響の差を明らかにするためである。このように4グループに分けても十分なサンプル数を確保しており、55-64歳では男性487サンプル、女性537サンプルの計1024サンプル、65-74歳では、男性538サンプル、565サンプルの計1103サンプルとなっている。

## (2) 変数選択

被説明変数として3つの変数、「等価所得」、「相対的貧困に陥っているかどうか」、「公的年金受給の有無」を選択した(図表4)。第一の被説明変数の等価所得(equivalized income)とは当該世帯に属する各世帯構成員の経済厚生を示す指標である。具体的には世帯所得を世帯人員数の0.5乗で割ること<sup>7</sup>で算出している。これは、世帯の大きさによって、規模の経済がはたらくので、それを調整するための手法である。たとえば4人世帯に必要な生活費は、単身世帯で必要な生活費の4倍よりは少ない、という想定に基づく操作である。こうした世帯規模の経済性にかんする仮定のほか、各世帯構成員の収入が世帯内でいったんプールされ、各世帯構成員に平等に分配されているとの仮定をこの操作では置いている。所得の定義は税込みの現金収入であり、医療サービスなどの現物給付額は考慮されていない。

第二の被説明変数の「相対的貧困に陥っているかどうか」であるが、相対的貧困線は等価所得月額11万4千円に設定した。本稿に用いたデータは中高齢者(55-74歳)を対象としているため、簡易な方法としてしばしば国際比較で用いられている相対的貧困線、すなわち全人口の中間等価所得の50%を計算できない。そのため、OECDに提出された厚生労働省『国民生活基礎調査』の相対的貧困線をCPIで2008年の実質額に修正した値(=11万4千円)を用いた<sup>8</sup>。

第三の被説明変数の「公的年金の受給の有無」は、公的年金・恩給による収入がない世帯に属する中高齢者を1とおく変数である。加入期間が短いなどの理由により受給資格要件を満たすことができなかった場合や公的年金の繰り下げ受給を選択している場合が該当する。『生活調査』で65-74歳の公的年金がない比率を計算すると、男性で10%、女性で

<sup>7</sup> Atkinson et al. (1995) pp.18-21に、従来の研究で使用されてきたさまざまな種類の等価尺度が簡潔にまとめられている。また、国民生活基礎調査を用いてさまざまな等価尺度による平均所得や所得格差指標の差を比較検討した分析として、寺崎(1999)がある。この分析によれば、等価尺度に世帯員数の平方根分の1を用いる場合、世帯規模が小さいところの調整が不十分になることが指摘されている。

<sup>8</sup> 2000年の段階で『国民生活基礎調査』に基づく推計では、65歳以上の相対的貧困率は21%である。内閣府『生活調査』に基づく本稿の推計では65-74歳の相対的貧困率は男性で20%、女性では21%と、ほぼ近い値が得られた。

は8%となる<sup>9</sup>。

図表4：変数一覧

変数名		詳細
被説明変数		税込み所得月額、自然対数に変換 等価所得月額11万4千円を相対的貧困線とする 世帯収入に公的年金・恩給による収入なし
等価所得(ln)		
相対的貧困(=1) 公的年金なし(=1)		
説明変数	(基準=※)	
本人	現在	年齢 年齢二乗 中卒 高卒 専修卒 大卒 ※ 既婚 未婚 離別 死別 ※ 非就業 正規雇用 非正規雇用 自営業
	過去	※ 職歴:正規雇用 職歴:非正規雇用 職歴:自営業 職歴:なし 職歴:長期無職 健康問題による中断 会社都合退職経験 永年勤続者
同居の子ども	現在	※ 同居している子ども無し 同居息子:非就業 同居息子:非正規雇用 同居娘:非就業 同居娘:非正規雇用 上記以外の同居子ども
配偶者	現在	※ 配偶者:非就業 配偶者:正規雇用 配偶者:非正規雇用 配偶者:自営業
	過去	※ 配偶者:職歴:正規雇用 配偶者:職歴:非正規雇用 配偶者:職歴:自営業 配偶者:職歴:なし

説明変数としては、本人の年齢、本人の学歴、本人の現在の就業状況、本人の職歴（学校を卒業して以来、経験した最長の就業形態）などの変数以外に、等価所得に関する変

<sup>9</sup> 社会保障審議会年金部会(2008)によれば「一般的な年金受給年齢である65歳以上の者のうち、今後保険料を納付しても年金を受給できない者は、現時点において最大で、42万人と推計(p.15)」となっており、老齢基礎年金等の受給権者2200万人と比較すると、推計された無年金者は2007年で2%に過ぎない。ただし、社会保障庁(2008)によれば2006年度の国民年金受給者は2497万人(その中、障害・遺族を除く、老齢・通算老齢の合計は2325万人)である(p.9)。2006年10月1日の65歳以上人口は2660万人(総務省)であり、単純に割り算をするのは正確ではないが、あえて比率を求めると、国民年金受給率は93.9%(老齢・通算老齢受給率は87.4%)である。福祉年金受給者2万4千人を加えてもこの比率はほとんど変わらない。